



海軍大尉正七位勲六等日高正雄
特旨ヲ以テ位一級被進
正七位勲六等日高正雄

叙從六位

右謹テ奏ス

明治廿八年七月二十日

内

閣

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

内閣書海四六種

七月廿日裁可

明治廿八年七月廿日

内閣書記官

内閣總理大臣 松本 内閣書記官長 山本

海軍大尉日高正雄、高野
介十二年以上奉命勲功不
少、此目、病、危篤、故、
銜位由別、勲功、依、位、一、
進、之、然、

内閣

日高海軍大尉ハ明治十五年六月六日海軍少尉ニ任セラレ尓未軍務ニ従事スルコト茲ニ拾三年餘其間海軍各廳並各艦艇等ニ勤務シ能ク其擔務ヲ擧ケ就中軍艦嚴島分隊長ノ職ヲ以テ同艦回航ノ為メ佛國ニ出張ノ際ハ水務ノ傍ヲ通譯ノ事ヲモ掌リ回航上裨益ヲ与フル少ナカラス殊ニ愛宕分隊長ノ職ヲ以テ容年未ノ日清戦争ニ従事シ功績顯ナカラス繼テ運輸通信部々員被仰付拮据勉勵目下旅順口ニ於テ執務中ニ有之候處病氣ニ罹リ危篤ニシテ中モ存余無覺束候ニ付特ニ位一階進メラレ度別紙上奏書進達ス

海軍

明治二十八年七月十九日

海軍大臣伯爵西郷從道



内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

海軍大尉正七位勳六等日高正雄

叙從六位

右謹テ奏ス

明

治二十八年七月十九日

海軍大臣伯爵西郷

從道



海軍